

## 積立定期預金規定

積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

### 1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

#### 1の2. 預金の預入れ等

- (1) この預金は、1回あたり1円以上とし、満期日の1か月前の応当日までの間、①毎月口座振替、②増額月口座振替、③随時入金（ATM、店頭等）のいずれの方法でも預入れることができます。  
なお、③による場合は必ずこの通帳をご持参ください。

- (2) この預金は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 2. 預金のしくみ、支払い等

- (1) この預金は預入金額ごとに預入日から指定された満期日（最長5年3か月）までの預入期間に応じて次の預金を作成します。

#### A 預入期間が3年未満の場合

満期日までの自由金利型定期預金（M）型とします。

#### B 預入期間が3年以上の場合

満期日からさかのぼって2年ごとの応当日をそれぞれ元加継続日とする自由金利型定期預金（M）型とします。

- (2) この預金は通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

### 3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算において預入日または前回の利息計算からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ、元金に組入れます。

利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この積金は満期日前に解約できません。
- (3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの積金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 上記(1)の適用利率×50%
- ③ 1年以上3年未満 上記(1)の適用利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. 預金の解約

この預金を前記2(2)の自動解約式以外の方法により解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当行本支店に提出してください。

#### 5. 自動解約式の通帳等の効力

前記2(2)の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳は無効になります。

#### 6. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 7. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。